品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付要綱

制定 平成21年 7月21日 区長決定

要綱第371号

改正 平成28年 2月26日 要綱第67号

改正 平成31年 1月 9日 要綱第186号

改正 令和 3年 7月21日 要綱第225号

(目 的)

第1条 この要綱は、品川・大田地域が連携し、主体的に取り組む観光まちづくりPR事業及び観光ルートの整備等観光資源開発事業に要する経費の一部を補助することについて必要な事項をさだめ、同地域の広域的な観光まちづくり推進に寄与することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、品川・大田地域観光まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、別表1に掲げる事業(以下「補助事業」という。) を行うために必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)と し、区長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。 ただし、別表3に掲げる経費は、補助の対象としない。

(補助率等)

- 第4条 補助金の補助率は、補助対象経費の5分の4以内とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による 補助金交付申請書に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を調査・審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書を、協議会あて速やかに通知するものとする。
- 2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の支払等)

- 第7条 前条の規定により決定した補助金については、品川区会計事務規則第88条第2項により概算払とする。
- 2 協議会は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第 3 号様式による補助金の概算払い請求書を区長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 協議会は、第6条の規定による補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に対して異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(承認事項)

- 第9条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4号様式による変更承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (3) 第1号及び前号に規定するほか、補助金の交付決定をする際に、区長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき。
- 2 区長は、前項による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5号様式により協議会あて通知するものとする。
- 3 区長は、前項の通知に際して、必要があるときは条件を付して通知をすることができる。

(補助事業の中止または廃止)

- 第10条 協議会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第6 号様式による補助事業の中止(廃止)承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区長は、前項の申請書の内容について審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認めるときは、第7号様式により補助事業者あて通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 協議会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見 込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに第8号 様式による補助事業遅延等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 区長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者 に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行命令等)

- 第13条 区長は、前条の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、協議会に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。
- 2 協議会が前項の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 協議会は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。)は、第9号様式による実績報告書に必要な書類等を添えて速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第15条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査 し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助 金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付す べき補助金の額を確定し、第10号様式により補助事業者あて通知するものと する。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、事業ごとの補助対象経費に 補助率を乗じて得た額(千円未満の端数金額は切捨て)の合計額または概算払い交付額のいずれか低い額とする。ただし、事業の実施に伴い事業収入が生じた場合は、実支出額から事業収入額を減じた額を補助対象経費とする。

(補助金の精算)

第16条 協議会は、前条の規定による確定通知を受けた後、速やかに第11 号様式により補助金精算書を提出し、補助金の残額がある場合には、これを 返還するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第17条 区長は、協議会が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 協議会は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明らかにした書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日または補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検 査)

第20条 協議会は、区長が職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第21条 協議会は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産(以下「取得財産」という。)について、その管理状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 協議会は、取得財産について、補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡、交換、取り壊し、又は担保に供しようとするとき(以下「処分」という。)は、第12号様式により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りでない。
- 3 区長は、前項で承認した協議会に対して、当該財産の処分等により収入があったときは、その全部又は一部を区に納付させることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 協議会は、第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部 を取り消され、第18条の規定によりその返還を命ぜられたときは、その命 令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控 除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円 未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、協議会は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、協議会の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、 返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の 翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除 した額によるものとする。

(その他)

第25条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別途定めるものとする。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。 付 則
- この要綱は、平成31年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

別表1 (第3条関係)

補助事業

- (1) 観光まちづくりのPR協議会が実施する観光まちづくりのPR事業
- (2) 観光ルートの整備等観光資源開発および調査研究事業 協議会が実施する観光ルートの整備等観光資源開発事業

別表2 (第3条関係)

補助対象経費

別表1(1)の事業

協議会が実施する観光まちづくりのPR事業に要する経費

別表1(2)の事業

・ 協議会が実施する観光ルートの整備等観光資源開発事業に要する経費

別表3 (第3条関係)

補助対象外とする経費

別表1(1)、(2)の事業

以下の事項に係る経費

- ・ 協議会の委員・関係者及びそれらの同居する親族による会合の会議費、飲食費
- ・ 協議会の委員・関係者及びそれらの同居する親族に対する賃金、謝礼
- ・ 観光まちづくりのPR事業及び観光ルートの整備等観光資源開発事業以外 の事業に使用できる備品、消耗品の購入費
- * 各区分に掲げる経費はあくまでも例示であり、各事業の目的達成のための必要性が認められない経費は対象外とする。

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付申請書

年度品川区広域観光まちづくり支援事業について、下記のとおり補助 金の交付を申請します。

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 総事業費
 金
 円

 (2) 補助対象経費額
 金
 円

 (3) 補助金交付申請額
 金
 円
- 2 補助事業実施計画及び補助金交付申請額算出内訳について 別添のとおり
- 3 交付申請書添付書類
 - (1) 企画書
 - (2) 積算内訳書又は見積内訳書

(1) 補助事業内容

事 業 名	
実施予定期間	年 月 日~ 年 月 日
補助事業の目的	
期待される効果	
実施事業の	
内容規模等	
(各事業ごとに 記載)	

(2) 補助事業の経費の配分 (総括表)

(単位:円)

総事業費	補助対象経費	総事業費に係る負担区分				
a=c+d+e	b	東京都補助金 c	区負担分 d	推進協議会等 負担分 e		

(経費明細) (単位:円)

()工具 / 1)(日)			(
事業名	総事業費	補助対象経費	交付申請額
合計額			

 文書
 番号

 年月日

品川・大田地域観光まちづくり推進協議会

様

品川区長

囙

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区広域観光まちづくり支援事業補助金について、下記により交付します。

記

1 補助金交付額

金

円

2 補助事業の内容

補助事業の内容は、申請書記載のとおりとします。

3 補助事業に要する経費の配分額 補助事業ごとの補助金の配分額は、下記のとおりとします。

事 業 名	総事業費	補助対象経費	補助金の額
合 計			

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者 印

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金 概 算 払 い 請 求 書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった品川区広域観 光まちづくり支援事業補助金について、下記のとおり概算払いを請求します。

記

1 請求額 金 円

品川区長あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金に係る 補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった標記の補助事業について、品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり、変更承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- (1) 事業の内容

事業名	変更前	変更後
	(事業内容)	
	(事業の実施スケジュール)	

(2) 経費の配分 (単位:円)

糸		総事業費補助対象		象経費	負担区分						
D 分	<u> </u>	変更前	変更前 変更後 変更前 変更後		東京都補助 東京都補助 東前 変更後 変更前 変更		補助金 変更後	区負担分 変更前 変更後		推進協議 変更前	養会等負 変更後

* 「変更前」は交付決定時の額を記入すること。

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

品川・大田地域観光まちづくり推進協議会

様

品川区長

印

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金の変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった品川区広域観光まちづくり支援事業補助金事業の内容及び経費の配分の変更については、これを承認し、 年 月 日付 文書番号 による交付決定の一部を下記のとおり変更します。

記

1 補助金交付額

金円

2 補助事業の内容 補助事業の内容は、 のとおりとします。

年 月 日付による変更承認申請書記載

3 補助事業に要する経費の配分 補助事業ごとの補助金の配分額は、下記のとおりとします。

事 業 名	総事業費	補助対象経費	補助金の額
合 計			

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

年 月 日付 文書番号 で交付決定を受けた品川区広域観光ま ちづくり支援事業補助金に係る事業を中止(廃止)したいので、下記のとおり承 認を申請します。

- 1 事業名
- 2 当初予定事業の内容 別紙のとおり (要綱第1号様式の別添と同じ様式)
- 3 中止 (廃止) 年月日 年 月 日
- 4 理由

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

品川・大田地域観光まちづくり推進協議会

様

品川区長

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金 に係る補助事業の中止(廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった品川区広域観光まちづくり支援事業補助金に係る事業の中止(廃止)については、下記により承認します。

- 1 中止(廃止)する補助事業 年 月 日付 文書番号 で交付決定した品川区広域観光まち づくり支援事業補助金に係る事業
- 2 中止 (廃止) する補助事業の内容、経費の配分等申請のとおりとします。
- 3 中止 (廃止) 年月日 年 月 日

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった標記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の進捗状況及び完了の予定

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者

品川区広域観光まちづくり支援事業 補助金に係る事業の実績報告書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった標記の事業が 完了しましたので、品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付要綱第14条 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助事業実績及び補助事業に要した経費について 別添のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 契約書の写し、契約額明細書又は内訳書
 - (2) 請求書及び領収書等の写し(補助対象経費のみ)
 - (3) 補助事業の成果物各種(完了届、納品書、PRパンフレット、報告書等)
 - (4) 補助事業の実施状況写真

(1) 補助事業の実績内容

(-/		2 1. 2										
事 事		業		名								
事	業	E		的								
	1.6.	LL	•	нн		-	н		-			
実	施			間		年	月	日~	年	月	日	
事	業 主	体の) 概	要	名称				電話			
					住所				Fax			
					代表者	名						
補	助 事	業の	概	要								
	具体的											
()	HALL	于木	r 1/ 1 1	۲)								
補具	助事業	実施	後の	$\overline{}$								
効!	果											

(2) 補助事業に要した経費

(総括表) (単位:円)

総事業費	補助対象経費	総事業費に係る負担区分				
a=c+d+e	ь	東京都補助金 c	区負担分 d	推進協議会等 負担分 e		

(経費明細) (単位:円)

経費区分	経費積算明細	総事業費	補助対象経費	東京都補助金
	*別紙でも可 *詳細に記載す ること。			
合計額				

^{*}事業実施の参考資料を添付すること。

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

品川・大田地域観光まちづくり推進協議会

様

品川区長

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定をした品川区広域観光まちづくり支援事業補助金については、 年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

記

1 確 定 額 金 円

2 概算払い額 金 円

3 残 額 金 円

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者 印

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金精算書

年 月 日付 文書番号 で額の確定通知を受けた標記の補助金について、品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり精算します。

1	交付決定額			金	円
2	確	定	額	金	円
3	概算	払受領	済額	金	円
4	精	算	額	金	円
5	残		額	金	円

品川区長 あて

団体名 品川・大田地域観光まちづくり推進協議会 住 所 代表者 印

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金 に係る補助事業財産処分承認申請書

品川区広域観光まちづくり支援事業補助金により取得した財産の処分について、 品川区広域観光まちづくり支援事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、承 認を申請します。

- 1 処分予定の財産に係る事業の名称
- 2 処分予定の財産品目及び取得年月日
- 3 処分予定の財産の取得価格(効用の増加した価格)及び時価
- 4 処分予定方法
- 5 処分理由